

競争ルールの検証に関するWG（第48回）

1 日時 令和5年11月16日（木）11:00～11:38

2 開催形式 Web会議

3 出席者

○構成員

新美主査、相田主査代理、大谷構成員、佐藤構成員、関口構成員、長田構成員、西村（真）
構成員

○オブザーバー

塚本公正取引委員会事務局経済取引局調整課課長補佐

○総務省

渋谷総務課長、井上料金サービス課長、安西消費者契約適正化推進室長、平松番号企画
室長、古田料金サービス課課長補佐、中田番号企画室課長補佐

4 議事

【新美主査】 それでは、開始いたします。委員の皆様、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまから、競争ルールの検証に関するワーキンググループ第48回会合を開催いたします。

本日は大橋構成員、北構成員、西村暢史構成員が御都合のため、御欠席と伺っております。また、関口構成員が途中からの御出席という御連絡をいただいております。

本日の会議もオンライン方式による開催とさせていただきます。それでは、議事に入る前に、事務局から連絡事項の説明等をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局から御連絡いたします。

本日もオンライン会議での開催に御協力いただき、誠にありがとうございます。これまでの会合と同様、御発言を希望される際には、チャット欄にその旨を書き込んでいただきますよう、お願いいたします。それを見て、主査から発言者を御指名いただく方式で進めさせていただきます。なお、チャット欄は構成員、オブザーバーの皆様からは御覧いただけますが、傍聴者の皆様からは、これまでどおり見えません。

御発言に当たっては、皆様が発言者を把握できるよう、お名前を冒頭に言及いただきますよう、お願いいたします。また、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。音声がつながらなくなった場合などにも、チャット機能を御活用いただ

ければと思います。

以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。本日は議題が2点ございまして、第1点がモバイル市場競争促進プランについてでございます。2点目がその検討の進め方でございます。この2点につきまして、事務局から説明をいただいた後、まとめて意見交換に入りたいと思います。

それでは、事務局から御説明いただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。モバイル市場競争促進プランについて御説明いたします。資料48-1-1は、モバイル市場競争促進プランを一枚にまとめた全体像になってございます。本日はプランの詳細版となります資料48-1-2に基づき、御説明いたします。

それでは、資料48-1-2を御覧ください。令和5年11月7日に総務省が公表しました、モバイル市場競争促進プランです。1ページ目を御覧ください。モバイル市場競争促進プランの基本的な考え方です。モバイルは技術革新のスピードが速く、イノベーションが生じやすく、そして何よりも国民の日々の生活に密着した、不可欠なものでございます。このため、モバイルが納得感のある料金で良質なサービスとなれば、日々の生活はより豊かになると考えております。この実現には、料金・サービス本位の競争につながる環境整備を一層進めることが重要であります。

この点、11月2日に閣議決定されました、デフレ完全脱却のための総合経済対策の第1節「物価高から国民生活を守る」においても、携帯電話サービスについて利用料金やサービス本位の競争を促進するため、2023年内に実施する制度改正、利用者に合った料金プラン選択促進のための広報を順次実施するとされたところでございます。この経済対策を踏まえ、モバイル市場競争促進プランとして、納得感のある料金・良質なサービスの実現、事業者間の乗換えの円滑化の加速、事業者間の公正な競争環境の整備の促進を柱とする、8つの取組を着実に実施するとしております。さらに総務省としては、さらなる競争促進のため、必要な対策を不断に検討するとしていただいております。

それでは、プランでまとめました8つの取組について御説明します。2ページ目を御覧ください。納得感のある料金・良質なサービスの実現についてです。

3ページ目を御覧ください。競争WGで御議論いただきました、「1円端末」販売等につ

ながら過度な割引の規制についてでございます。過度な端末割引を抑制し、通信料金・サービス競争へのシフトを加速させることが重要です。他方、「白ロム割」により、再び「1円端末」販売等の大幅な端末値引きが行われ、転売ヤー等の問題が発生している状況であります。これを踏まえ今後の取組としましては、「1円端末」販売等につながる過度な割引を規制し、転売ヤー等を防止するため「白ロム割」を規制対象とした上で、割引額の上限を原則4万円に見直す制度改正を年内に実施するとしております。

4ページ目を御覧ください。中古端末の安心安全な流通の促進です。下のグラフにありますとおり、新品の端末販売価格が高騰傾向であり、中古端末の需要は増加しております。国民が低廉で多様な端末を選択できるようにするため、選択肢の一つとして、中古端末のさらなる流通促進が重要であると考えております。これを踏まえて今後の取組としては、中古端末の安心安全な流通を促進するため、中古端末の民間事業者団体の取組をサポートしていくことを考えております。まずは中古端末の取引時における情報等の処理を適切に行う必要があるため、民間事業者団体が定めている業界の自主ガイドラインの改正を促進するため、年内に議論を開始するとしております。

5ページ目を御覧ください。MNOによる代理店の指導強化です。利用者からの苦情相談件数は減少傾向にあるものの、苦情はいまだに継続しており、そのチャネルは販売代理店等の店舗が約8割を占めております。利用者の利益の保護の観点から、重要な販売チャネルである販売代理店の業務運営の適正性を一層確保するため、委託元であるMNOの指導強化が必要であると考えております。これを踏まえ今後の取組としては、MNOによる販売代理店の指導強化を図るため、ガイドラインを年内に改正するとしております。

6ページ目を御覧ください。事業者間の乗換えの円滑化の加速についてです。

7ページ目を御覧ください。新料金プランの移行の検討促進のための広報についてです。携帯各社は従来プランより低廉な料金プランを発表しており、利用者は自分に合った低廉な新料金プランを選択することにより、携帯料金の支出を減らすことが可能となっております。一方、いまだに約半数の利用者は旧来のプランに残っており、また、新料金プランに乗り換えない理由として、手続を行うことが面倒等が挙げられております。この点、手続簡素化のため2023年5月にMNPワンストップが開始されたところではありますが、その認知度は低く、周知が重要と考えております。これを踏まえ今後の取組としては、いつでも自由に容易な手続で料金プランの変更ができるようになったこと等について、周知広報を実施するとしております。そのための予算として総務省で、補正予算約1.5億円を要求

しているところです。

8 ページ目を御覧ください。MNPワンストップ化の推進についてです。令和5年5月からMNPワンストップを開始しましたが、対応事業者は6社にとどまっております。これを踏まえ今後の取組としては、MNPワンストップ未対応の大手MVNOについて、MNPワンストップ導入予定時期を年内に公表するなど、早期導入に向けた働きかけを行うこととしております。

9 ページ目を御覧ください。事業者間の公正な競争環境の整備の促進についてです。

10 ページ目を御覧ください。競争WGで御議論いただきました、通信・端末分離規制の基準値の引上げについてです。MNO3者による寡占的な市場を踏まえれば、MVNOの競争力確保が重要であります。MVNOの相対的な競争力は低下しているところでございます。これを踏まえ今後の取組としては、通信料金・端末料金の分離に係る規制対象から、独立系MVNOを除き、大手MNOと独立系MVNOとの適正な競争関係を確保する制度改正を年内に実施するとしております。

11 ページ目を御覧ください。周波数の追加割当てについてです。周波数はモバイル市場における競争の源泉であり、MNO間の競争力の重要な構成要素となっております。これを踏まえ今後の取組としては、10月23日に実施しましたが、いわゆるプラチナバンドである700MHz帯周波数の割当てを実施するとしております。また、今後の周波数割当てに向けて、広い帯域が確保でき、超高速通信が可能な4.9GHz帯周波数について、技術的条件を、年度内を目途に取りまとめるとしております。

12 ページ目を御覧ください。接続料の更なる低廉化についてです。MVNOの競争力確保のためには、データ接続料の低廉化を一層進めることが重要であります。これを踏まえ、データ接続料の一層の低廉化を図るとし、2023年度当初と比較して、2025年度までに約3割低減化するとしております。また、データ接続料等が妥当であるかをモバイルスタックテストで検証するとしております。

ここまでがモバイル市場競争促進プランに掲げた8つの取組の内容になります。次は、更なる競争促進策の検討です。

13 ページ目を御覧ください。更なる競争促進策の検討を行う場として、競争ルールの検証に関するワーキンググループ、消費者保護ルールの在り方に関する検討会等を活用して、来年夏を目途に結論が得られるよう、早期に検討を開始するとしております。これを踏まえ、本日、競争WGにおいて議論を開始していただいているところでございます。今後の検討内

容としましては、通信料金の低廉化に加え、端末をニーズに応じて多様なものから選択できるようにすることも重要であるため、中古端末を含め端末市場の更なる活性化のための対策を、モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえ、競争を一層促進させるための実効性の高い対策を中心に、幅広く検討を行うとされているところでございます。

以上がモバイル市場競争促進プランの説明となります。

続きまして、今後の検討の進め方について御説明差し上げます。資料48-2を御覧ください。

1 ページ目を御覧ください。目次となっております。現状について説明した後、今後の検討の進め方について説明します。

2 ページ目を御覧ください。現状の総論です。

3 ページ目を御覧ください。移動通信システムは約10年ごとに進化を続け、利用ニーズもコミュニケーション手段から生活基盤、そしてあらゆる産業・社会活動の基盤へと拡大を続けています。

4 ページ目を御覧ください。移動通信トラフィックの推移でございます。移動通信トラフィックは急増しており、直近10年間で約15.4倍、約3年間で約1.8倍に増加しております。今後もトラフィックは増加していくことが予想されております。

5 ページ目を御覧ください。多種多様でより良質な電気通信事業の実現についてです。移動通信トラフィックが急増している状況を踏まえると、大容量通信が重要となりますが、大容量通信の実現は、主に周波数の幅に依存するところでございます。周波数の幅を広く確保するためには、高い周波数帯の活用が重要となっております。これまで総務省では携帯電話用周波数として2,976MHz幅の割当てを実施しておりますが、2019年に割り当てたミリ波が1,600MHz幅でございますので、割り当てた周波数幅の半分以上はミリ波が占めている状況です。今後も増加が予想されるトラフィックや、将来的な新サービスに対応し、電気通信事業が多種多様なサービスとしてより良質なものとして提供されるためには、帯域幅の広いミリ波を含む幅広い周波数を活用した健全な競争の実現が重要です。

6 ページ目を御覧ください。2023年7月に公表されました、5GビジネスデザインWG報告書の抜粋となります。報告書では、我が国の経済社会にとって5Gが果たす役割は大きいですが、インフラ整備、機器・端末、ユースケースがそれぞれ鶏と卵の関係となっている。特にこの鶏と卵の関係は、ミリ波等の高い周波数帯において傾向が顕著である。今後も大幅な増加が見込まれる通信トラフィックや将来的な新サービスに対応するためには、このよう

な周波数帯の活用は必須であるとの指摘も多いとされているところでございます。

7 ページ目を御覧ください。ここからが通信料金・端末関係の現状です。

8 ページ目を御覧ください。消費支出についてです。左の円グラフにありますとおり、2022年の消費支出に占める携帯電話通信料は約3.7%であり、一定の割合を占めております。

9 ページ目を御覧ください。携帯電話の通信料金の消費者物価指数でございます。改正電気通信事業法施行時の2019年10月1日と比較すると大きく下落しておりますが、左下のグラフにありますとおり、直近の2021年10月から2023年9月の推移を見ますと上昇傾向でございまして、2年間で約12.3%、1年間で約10.2%上昇しております。また、右下を御覧いただければと思いますが、消費者物価指数全体の上昇の寄与度も通信料が大きなものとなっているところでございます。

10 ページ目を御覧ください。23年春以降、ドコモ・KDDI・ソフトバンクが発表した主なプランになっております。新プランは一概ではないですが、一部にはセット割引なしの基本料金や通話オプションの価格の上昇も見られるところでございます。

11 ページ目、12 ページ目を御覧ください。5G端末の発売状況でございます。10万円以上の高価格端末の割合は約6割となっております。ミリ波対応端末の割合は約2割であり、またミリ波対応端末に占める10万円以上の高価格端末の割合は約9割となっており、ミリ波対応端末のほとんどは高価格端末となっている状況でございます。

13 ページ目を御覧ください。5G、ミリ波対応端末の販売台数の割合です。5G対応端末の販売台数は、2022年には90%を超えており、順調に増加しております。一方でミリ波対応端末の販売台数割合は約4.2%であり、ミリ波対応端末が普及しているとは言い難い状況でございます。

14 ページ目を御覧ください。左上のグラフにありますとおり、新品の端末販売価格は高騰傾向であります。右上の表は価格帯別売上台数の構成比でございまして、10万円以上の高価格帯の割合が増加傾向でございます。下のグラフは中古端末の販売台数についてでございます。中古端末の販売台数は直近5年間で約1.5倍となっており、増加傾向でございまして、新品の販売台数と比較すると約8%程度にとどまっている状況でございます。

15 ページ目を御覧ください。ここからが事業者間の乗換え関係の現状です。

16 ページ目を御覧ください。指定事業者の新規契約数、MNP数についてです。指定事業者の新規契約数及びMNP数は増加傾向であります。他方、直近ではいわゆる踏み台行為

による利用意思を伴わないMNPがあるのではないかと指摘もありますので、その点、留意が必要になっております。

17ページ目から19ページ目はそれぞれ詳細に分解した参考資料となります。

17ページ目が、月単位に指定事業者の新規契約数、契約解除数、MNP割合を示したものととなっております。

18ページ目が、ドコモ・KDDI・ソフトバンクのMNO3者に限った、月単位の新規契約数、契約解除数の推移を示したものになります。

19ページ目が、MNO3者以外の指定事業者に限った、月単位の新規契約数、契約解除数の推移を示したものとなります。

20ページ目を御覧ください。解約率の推移となります。折れ線グラフの赤色が、ドコモ・KDDI・ソフトバンクのMNO3者の推移となっており、緑色がMNO3者以外の指定事業者の推移、青色が指定事業者全体の推移となっております。MNO3者の解約率は1%弱で推移しておりますが、MNO3者以外の指定事業者は2%超で推移しており、差があることが分かるかと思えます。

21ページ目を御覧ください。新料金プランの利用状況です。新料金プランの契約数合計は、2021年5月末時点で約1,570万契約でしたが、2023年9月末時点で約5,960万となり、増加しております。他方、オレンジの折れ線グラフが一月当たりの純増数を示しておりますが、純増数は鈍化傾向にあります。

22ページ目を御覧ください。新料金プランの乗換え意向に関する調査結果です。いまだに約半数の利用者は旧来のプランに残っており、乗り換えるつもりがない理由としては、手続を行うことが面倒等が挙げられております。

23ページ目を御覧ください。SIMロック端末の状況です。2021年8月、SIMロックガイドラインを改正し、2021年10月以降発売の新端末についてはSIMロックを原則禁止しております。ただし、経過措置として2021年9月30日以前に発売された端末を2023年9月末まで販売する場合は、SIMロックが認められておりました。MNO4者の販売端末のSIMロック端末の割合は、ガイドライン改正前の2019年度末では約81.7%と非常に高い割合でしたが、2022年度末では約0.4%となり、MNO4者の販売端末はほぼ全てが、SIMロックが解除されているところでございます。

24ページ目を御覧ください。MNPワンストップは令和5年5月から開始されましたが、対応している事業者は6者にとどまっており、その認知度は約14%と低い状況です。

25ページ目を御覧ください。他事業者への乗換え、同一事業者内でのプラン等の変更に係る手数料についてでございます。上の表、①、他事業者への乗換え費用の表を御覧いただければと思います。2020年末頃までは、事業者乗換えを店頭で行う場合、費用が6,000円かかっており、オンラインで行う場合、基本6,000円、ドコモ関連、ドコモから他事業者への乗換え、他事業者からドコモへの乗換えは3,000円の費用が必要でした。その後、各社手数料等の見直しを実施し、2023年春頃までは店頭で手続を行う場合、基本3,000円の費用がかかり、楽天モバイルへ乗り換える場合は0円で乗換えが可能となっております。

他方、他事業者の乗換え費用は直近、再改定がございまして、ドコモ・KDDI・ソフトバンクは費用を3,000円から3,500円に上昇させており、楽天モバイルは0円を維持したままです。このため、店頭で手続を行う場合は基本3,500円、楽天モバイルへ乗り換える場合は0円となります。また、オンライン手続の場合、基本0円でございますが、KDDIはMNO4者で唯一、オンライン手続の費用を徴収しておりますので、povoを除くKDDIに乗り換える場合は3,500円の費用負担が必要となります。

26ページ目を御覧ください。ここからが事業者間の競争環境関係の現状でございます。

27ページ目を御覧ください。移動電気通信役務の事業者シェアの推移です。移動電気通信役務とはモジュールや法人相対契約等を除いたものであり、いわゆるコンシューマー向けの携帯電話サービス等をイメージしていただければと思います。移動電気通信役務のシェアについて、ドコモ・KDDI・ソフトバンクのMNO3者の合計シェアは9割超を維持しております。また、MNO3者の合計シェアは2022年度に拡大しているところでございます。楽天モバイルとMVNOのシェアは4%前後で推移しておりますが、楽天モバイルのシェアは2022年度に縮小しております。

28ページ目を御覧ください。MVNOの競争環境の整備の観点から、データ接続料の低廉化についてまとめたものでございます。推移にありますとおり、データ接続料の低廉化は順調に進んでおり、当初の目標を前倒しで実現しているところでございます。

29ページ目を御覧ください。5G(SA方式)のネットワーク機能開放についてです。MNOとMVNOとの間のイコールフットィングを確保する観点から、MNOによる5G(SA方式)の機能開放が課題となっておりますが、本件は接続料の算定等に関する研究会において継続的な検討を実施しているところであります。

30ページ目を御覧ください。ここからが今後の検討の進め方です。

31ページ目を御覧ください。今後の検討の進め方ですが、主な検討内容は11月7日に公表しました、モバイル市場競争促進プランを踏まえ、以下としております。1つ目が、通信料金の低廉化に加え、端末をニーズに応じた多様なものから選択できるようにすることも重要であることから、中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策。2つ目が、モバイル市場の寡占的な状況が継続していることを踏まえ、競争を一層促進させるための実効性の高い対策。3つ目がその他モバイル市場の競争促進に資する対策でございます。

この検討に当たっては、まず関係事業者等からのヒアリングを実施した上で、検討の深掘りを行ってはどうかと考えております。ヒアリング対象としては、主な検討内容を踏まえ、MNO、MVNO、販売代理店、端末関係者等を挙げております。想定スケジュールは11月7日がモバイル市場競争促進プランの公表、本日16日が検討開始、12月に関係者ヒアリングを実施し、関係者ヒアリングの結果等を踏まえ1月以降に個別事案の深掘り検討を実施し、必要に応じて追加ヒアリングを行うことも考えております。夏頃に報告書案の作成を行い、パブコメ実施後、夏頃に報告書取りまとめを考えているところでございます。

事務局からの説明は以上となります。

【新美主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に入りたいと思いますが、そこに移る前に、本日欠席されていらっしゃる大橋構成員、そして北構成員からコメントが出されております。それについて、事務局より代読させていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。それでは事務局から、大橋構成員、北構成員のコメントについて、代読させていただきます。

まず、大橋構成員のコメントを代読させていただきます。

電気通信事業の持続的な発達を目指す観点から、携帯電話料金については、単に低廉化すればよいものではなく、設備投資等を踏まえた適切な水準であることが重要ではないか。事務局説明資料4ページ目、5ページ目にあるとおり、通信トラフィックが急増している中、現状の通信品質を維持・向上させていくには、価格が必ずしも下がるわけではないため、総務省が発表したモバイル市場競争促進プランにおける納得感のある料金とは、良質なサービスが提供される競争環境を前提とした、中長期的な視点に立った検討を踏まえることが求められる。

続きまして、北構成員のコメントを代読させていただきます。

今後検討すべき課題についてコメントする。①、中古端末を含む端末市場の更なる活性化

のための対策について、次の点を検討してはどうか。年間1,500万台あるとされる、いわゆる「たんすスマホ」の市場流通。ネットワーク利用制限の廃止または緩和、いわゆる赤ロム問題。端末メーカー以外の第三者による正規修理の拡大、近場で安く早く端末が修理できる、バッテリーが交換できる環境づくり。端末早期買換えプログラムの充実、キャリアが下取りした良質の端末の多くが海外への転売ではなく国内に還流されるようになること。ミリ波端末の値引き上限2万円から4万円の緩和。

②、競争を一層促進させるための実効性の高い対策について、通信サービスと非通信サービス、特に金融系とのバンドルプランによるキャリア経済圏競争が市場に与える影響分析、ロックイン効果が強いため、キャリア間の流動性が下がる可能性を検討してはどうか、以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御二方のコメントに加えまして、事務局からの説明について御質問、御意見がおありでしたら、御発言いただきたいと思います。冒頭に事務局からありましたように、チャット欄で挙手していただければ幸いです。いかがでしょうか。

相田さんが今、書いていらっしゃるということですので、相田さん、どうぞ御発言お願いします。

【相田主査代理】 私のコメントはこのワーキンググループで扱うというよりは、どちらかというと消費者保護のほうでお考えいただくことかと思えますけれども、2点、したいと思えます。

1点目は、資料48-2でいいますと22ページのあたりなんですけれども、実際はうちの家族でお恥ずかしながら起きたことなんですけれども、新しい料金プランとかに入るときというのはどれが一番安いかとかいうのを真剣に考えて検討するんですけれども、その後、家族が結婚してうちを離れたりして、具体的にはいわゆるデータシェアというのをそのまま続けていたんですけれども、変化した状況から見ると適切なプランでなくなっていたのをずっと見逃していたということがございました。

それで実際、この乗り換えるつもりがない理由というのも、実際に新しい料金プランになったときに、新しい料金プランといいましょうか必ずしも新料金プランでなくても、料金プランを見直すとどれだけ安くなるかというのを振り返っていない方というのが非常に多いんじゃないかと思うんです。なので、料金プランが適切なのかどうか見直してみたいかかですかというようなことを呼びかける、キャンペーンみたいなのをやってはどうかという

のが1点目でございます。

それから2点目は中古端末の流通に関してですけれども、私、別途非常時等のローミングというものの検討とかをさせていただいているんですけれども、古い端末で新しいローミングに対応してない端末というようなものがございます。それで、取りあえず、今自分が持っている端末がそういうものに対応しているかどうか、簡便に確認できる方法を検討してくださいというようなことを申し上げているんですけれども、さらには中古端末を買おうとするときに、それがそういう非常時ローミング等に対応しているのかというようなことを買手が確認するというのはなかなか困難ですので、中古端末についてこういう機能を持っているというような表示をしていただく中に、またそういう緊急時ローミングに対応しているかというようなことを表示していただくというようなことを、ガイドライン等々でお考えいただいております。

以上、2点でございます。ありがとうございました。

【新美主査】 ありがとうございます。前者の点は、事務局の説明資料にありますように、変化の激しい分野でどう変わったかというのは逐次分かるようにしてほしいということで、切実な、私も常々感じている点で、この点は少し深掘りしていく必要があるかと思えます。2点目も、これはまた的を射たコメントだと思いますので、これも機会を見つけて議論の主題にしていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

それでは、長田さん、どうぞ御発言をお願いします。

【長田構成員】 長田です。ありがとうございます。北さんのコメントの中に、ミリ波端末を4万円より上というようにお話がありましたけれども、その場合、それはどこから誰が負担をするのかというところは、明確に議論をしていくべきだと思っています。通信と端末の分離というのは、一つの、我々がずっと求めてきたことでもあり、ミリ波端末が広まらないとミリ波のサービスが広まらないという、そういう鶏と卵の関係というような御紹介もありましたけれども、本当に、だからといってミリ波までは必要としない人からもミリ波端末の値引きを負担させるということが本当にいいのかというところはきちんと考えるべきで、もし国としてミリ波をきちんと利用するような流れが欲しいということであれば、そういうふうに国としての全体の税金での対応ということも含めて考えていかないと、何か今まで求めてきたことと精神が大分変わってしまうとは思っております。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。今の指摘、非常に難しい問題で、一般の企業、例えば自動車産業なんかは技術開発の資金をどこから求めるかという、従来の車の値段か

ら、価格から回すしかないような状況もありますので、サービスと端末の分離は、これはもう主要命題ですけれども、通信システム全体として考えたとき、あるいは技術進化を考えた場合に、どこまでそういった一般の消費者が負担するか、これはなかなか難しい問題だと思いますので、今、長田さんが出した問題、真剣に議論していかなくちゃいけないと思います。どうもありがとうございます。

それでは、続きまして全相協の西村さん、どうぞ御発言をお願いします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。27条の3についてはFWAのサービス、いわゆる据置き型Wi-Fiルーターが対象外になっております。この据置き型Wi-Fiルーターというのは初期契約解除のほうでも対象外となっているサービスです。立法化されたときにはなかなかこのルーターの仕組みで販売しているサービスが少なかったと思うんですが、今、各社からこういうタワー型のWi-Fiがとても販売されておりますので、今のままの扱いでいいのかという点は、少し整理していただきたいと思っております。以上です。

【新美主査】 ありがとうございます。これも、ルーターの問題、しっかりと議論を今後していきたいと思えます。

ほかに御発言、御希望の方はいらっしゃいませんか。

大谷さん、どうぞ御発言をお願いします。ごめんなさい、声が出しにくいのでチャットだということですので、皆さんチャット欄を読んでいただけたらと思えます。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。傍聴者もおりますので大谷構成員のコメントを事務局で代読させていただこうと思えます。

【新美主査】 それでは、読み上げてください。

【古田料金サービス課課長補佐】 大谷構成員のコメント、私のほうから読み上げさせていただきます。

【新美主査】 お願いします。

【古田料金サービス課課長補佐】 今、大谷構成員からチャットでコメントがありましたので、事務局から代読させていただきます。

スイッチング円滑化の努力で制度的には充実してきたが、MNP自体を知らないという方が46.2%に上ることが象徴的であるように、利用できる仕組みが周知されていないために機会を逸失している利用者が存在していることに配慮が必要です。周知の努力が必要かと思えます。

以上となります。

【新美主査】 ありがとうございます。この大谷さんのコメントも今後、しっかりと受け止めていくべきことだと思います。

ほかに御発言、御希望の方いらっしゃいませんか。いかがでしょうか。

今日はスタートラインに立って出発し始めたということで、今後の検討の方向を御議論いただくということで用意しましたが、皆さんそれぞれ今後の検討課題を、それぞれの立場から明確に示していただいたかと思います。これをもとに、事務局のほうで具体的なプランの具体化をしていくことになると思いますので、我々もしっかりとコミットしてまいりたいと思います。

ほかに、特に御発言、御希望の方がなければ、いたずらに引き延ばすこともないかと思いますが、この辺で終了させていただきたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

事務局のほうで何か御発言ございますか。

【古田料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。事務局からは特段ございません。

【新美主査】 それでは、今日の御議論を踏まえて、次回以降、準備を進めてまいりたいと思います。意見交換はこの辺りで終了させていただきたいと思います。

本日の議事は以上ということで、締め切らせていただきます。

それでは、最後に事務局から連絡事項等がございましたら、よろしく申し上げます。

【事務局】 事務局でございます。本日はありがとうございました。次回の会合の詳細につきましては、別途事務局から御連絡を差し上げるとともに、総務省ホームページに掲載いたします。事務局からは以上でございます。

【新美主査】 ありがとうございます。

今日、皆様からいただいたコメント、いずれも非常に重いものでございますので、今後の議論をしっかりと深めてまいりたいと思います。

本日はこれで閉会とさせていただきます。どうも、お忙しい中、ありがとうございました。これにて失礼いたします。